

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

えびの市長 村岡 隆明

市町村名 (市町村コード)	えびの市 (452092)
地域名 (地域内農業集落名)	苧畑中山間集落協定地区 (苧畑)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年8月20日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・当地区の現状としては、基盤整備未実施地区であり、田の区画が不整形で農道や水路の状態が悪い箇所もあり、農業者の負担が大きくなっている。
- ・山間部のため、耕作条件の悪い農地も多数ある。
- ・山林に囲まれており、鹿や猪による農産物への被害が深刻化している。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・担い手を設定して、農地流動化をさらに推進し担い手農家への集積を図る。
- ・中山間直払の補助金等を活用しながら計画的に農道・水路の整備をしていく。
- ・鳥獣害対策として、罟、網、柵等の設置を引き続き実施していく。
- ・中山間直払事業の加算措置やその他活用可能な補助事業について検討する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	39.1 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	39.1 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
当地区内の担い手に集積を図ることを基本に、規模縮小意向や後継者不在の農地所有者に対しては、農地中間管理事業を活用し、地区内の担い手等へ集積・集約化を進めていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
将来の担い手への経営農地の集約化を目指すため、農業をリタイア・経営転換する者は、原則として農地をすべて機構に貸し付けていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
農道・水路の整備については、中山間直払の交付金を活用し計画的に整備を進めていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
市や自治会との連携を維持し、営農意欲のある就農者や後継者の育成・確保を図りながら、当地区の農地を守っていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
集落協定構成員で役割分担しつつ、農用地の維持管理を行っていく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①鹿や猪による農作物への対策として、今後も罠、柵、網等の設置を計画的に進めていく。

⑦農道・水路の維持管理を今後も協力して取り組む。